

## 第 2 2 非常電源

### 1 非常電源専用受電設備

#### (1) 構造

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）によるほか、次によること。

非常電源と非常電源以外の電源（以下「一般負荷」という。）を共用するものは、非常電源回路（非常電源回路の用いる配線用遮断器から電線引き出し口までの間）を、厚さ 1.6 mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の厚さ及び強度を有する不燃材料（以下「耐火鋼板等」という。）で、次により区画すること。（第 22-1 図参照）ただし、上下左右の方向に 150 mm 以上非常電源回路以外の配線用遮断器、その他の機器及び配線と離隔する場合は、この限りでない。

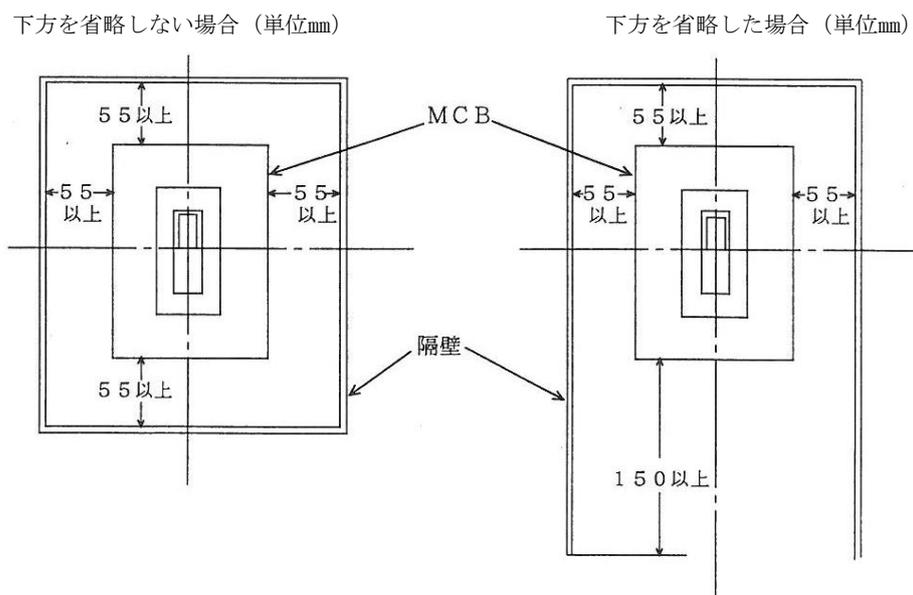
(ア) 配線用遮断器は、操作面及び裏面を除く上下及び左右の方向で配線用遮断器の外かくより 55 mm 以上離れた位置に赤色に塗った耐火鋼板等の区画（以下「隔壁」という。）を設けること。

(イ) 非常電源回路に耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号）に適合する電線（以下「耐火電線」という。）又は MI ケーブル以外の電線を使用する場合は、電線被覆面の両側の位置に隔壁を設けること。この場合、隔壁は、配線用遮断器の負荷側からキュービクルの電線引き出し口までの間とすること。

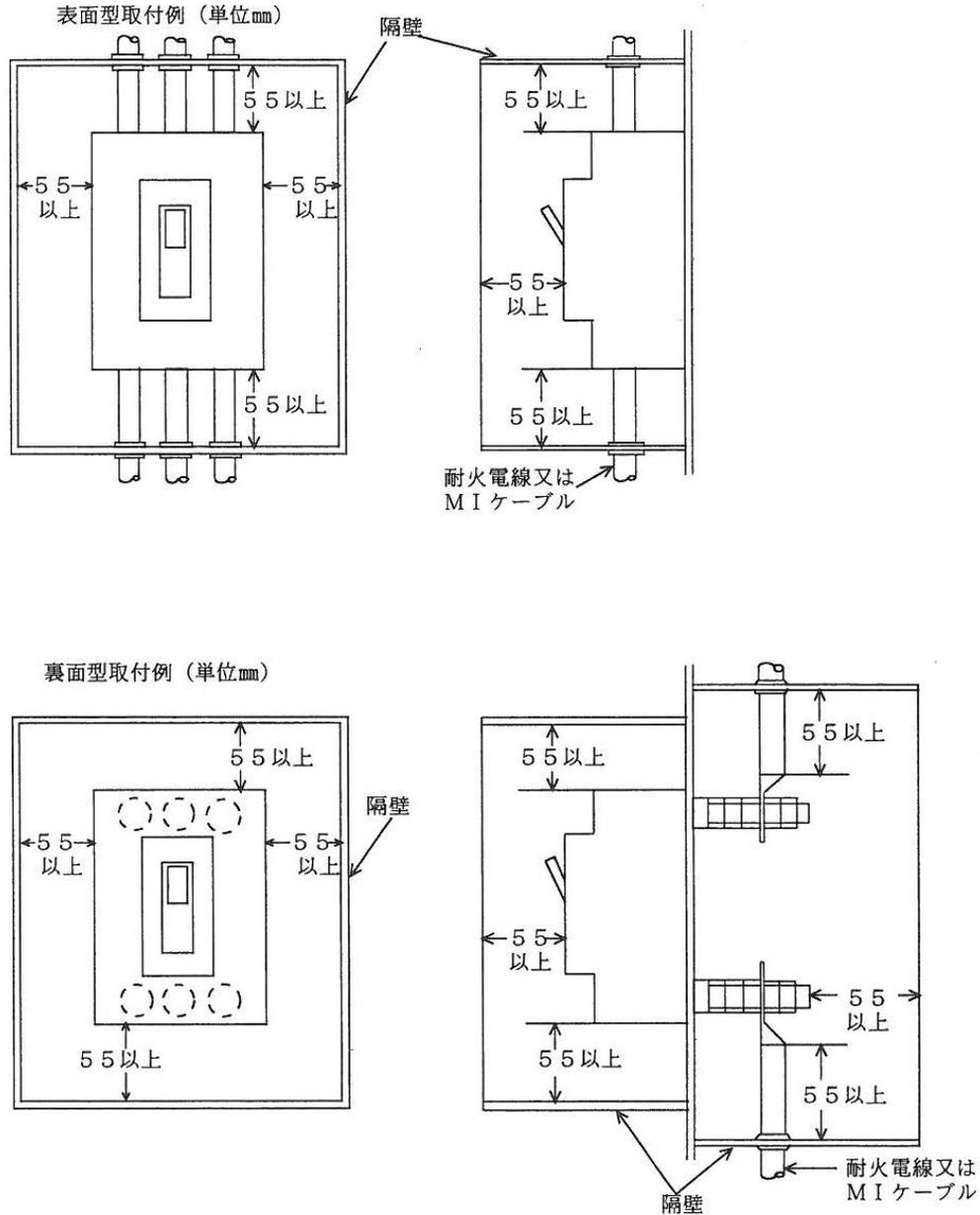
なお、端子台を用いて耐火電線と接続する場合は、JIS C 2811（工業用端子台）に適合した端子を使用するとともに、隔壁は端子下の下方 55 mm 以上（下方に隔壁がない場合の側面の隔壁は端子台から 150 mm 以上）まで設けること。

(ウ) 隔壁の高さは、配線用遮断器の操作面及び電線の被覆面（耐火電線等を除く。）から 55 mm 以上とすること。

第 22-1 図 a 配線用遮断器と隔壁の離隔距離



第 22-1 図 b 配線用遮断器の取付例

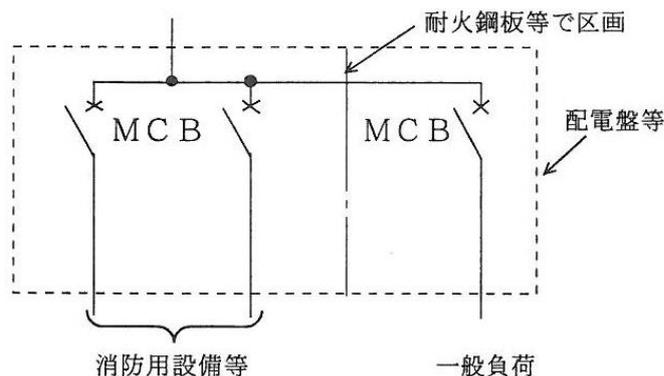


イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤（以下「配電盤等」という。）は、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）（以下「配電盤等の基準」という。）によるほか、次によること。

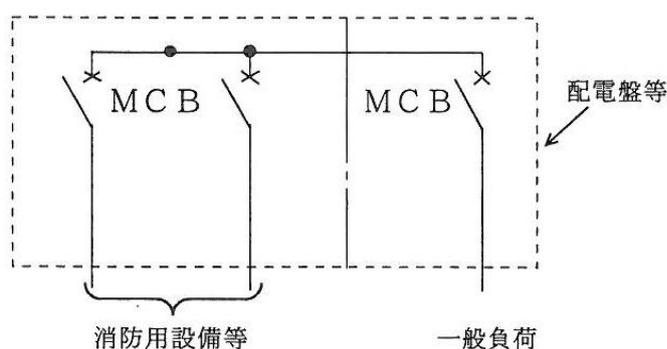
なお、配電盤等が認定品の場合にあっては、これらに基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

- (ア) 非常電源と一般負荷を共用するものは非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器（以下「配線機器等」という。）並びに配線と一般負荷回路の配線機器等及び配線を耐火鋼板等で区画すること。（第 22-2 図参照）
- (イ) 非常電源回路の動力用主回路にはヒューズを使用しないこと。
- (ウ) 非常電源回路には原則として主幹開閉器を設けないこと。

第 22-2 図 a 電力会社よりの受電点に使用する場合



第 22-2 図 b 配線の途中に使用する場合



- ウ 非常電源回路の遮断器は、停電時に連動遮断しないこと。
- エ 非常電源回路には、漏電遮断機能を有するものは取り付けないこと。
- オ 非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器で操作することができるものは、当該消防用設備用である旨の表示をすること。
- カ 地震等の振動による影響を受けるおそれが少ないように、床・壁等に堅固に固定すること。

(2) 設置場所

非常電源専用受電設備の設置場所及び設置場所の構造等は、次によること。

- ア 屋内に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。
  - (ア) キュービクル式の高圧受電設備のうち認定品又は告示 7 号に適合するもの（「認定キュービクル等」という。）にあつては、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）で区画（以下「不燃区画」という。）された変電設備室、発電設備室、機械室（ボイラー等の火災発生のおそれがある設備又は機器が設置されているものを除く。以下「機械室」について同じ。）又はポンプ室等に設置すること。
  - (イ) (ア) に掲げるもの以外の高圧受電設備にあつては、不燃区画され、かつ開口部に常時閉鎖式の防火戸又はダンパー（建築基準法 第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ）を設けた電気設備専用室（以下「不燃専用電気室」という。）に設置すること。
  - (ウ) 配電盤等
    - 配電盤等を設ける場合には、配電盤等の基準に定める第一種配電盤又は第一種分電盤（以下「一種配電盤等」という。）とすること。ただし、次に掲げる場所に設

置する場合は、この限りでない。

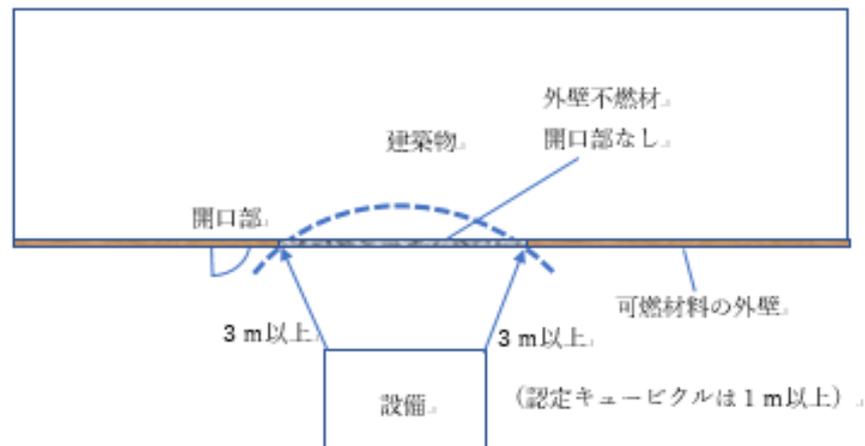
- a 不燃専用電気室内に設置する場合
  - b 配電盤等の基準に定める第二種配電盤又は第二種分電盤（以下「二種配電盤等」という。）を不燃区画された変電設備室、発電設備室、機械室又はポンプ室等に設置する場合
  - c 二種配電盤等を周壁、床及び天井を耐火構造とし、開口部に防火戸を設けたパイプシャフト（空調ダクト等の設けられていないものに限る。）に設置する場合
- イ 屋外又は屋上（主要構造を耐火構造とした場合に限る。）に設ける場合は、次によること。

(ア) 高压受電設備

隣接する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）、隣地境界（道路境界は除く。以下同じ。）並びに当該建築物等の外壁等から 3m（認定キュービクル等の場合は、1m）以上の空間を有する場所に設置すること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。（第 22-3 図 a 参照）

- a 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、又は覆われ、かつ、当該設備から 3m 以内（認定キュービクル等の場合は、1m）に開口部のない場合、又は開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所に設置する場合
- b 不燃材料で造られた高さ 2m 以上の塀等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合

第 22-3 図 a



(イ) 配電盤等

配電盤等を設ける場合は、一種配電盤等とすること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

a 屋上に設ける場合

- (a) 隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から 3m 以上の空間を有する場所に設置する場合
- (b) 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、又は覆われ、かつ、3m 以内に開口部のない場合、又は開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所に設置する場合

b 建築物等の外壁等に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界から 3m 以上の空間を有する場所又は不燃材料で造られた塀等により隣接する建築物等から火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じたもので、次の (a) 又は (b) に掲げる場合

(a) 建築物等の外壁が不燃材料で造られ、若しくは覆われている場合、又は耐火構造とした建築物等の外壁等又は開放廊下の壁面で、開口部（防火戸が設けられている場合に限る。）から1m以上の距離（開口部の上方を除く。）に、二種配電盤等を設置する場合

(b) 耐火構造の外壁のうち、開口部から3m以上の離隔距離にある場合

c 屋外に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から3m以上の空間を有する場所に設置する場合

ただし、不燃材料で造られた塀（塀は配電盤等より高くすること。）等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合にあっては、3m未満とすることができるものとする。

ウ その他ア及びイに定めるものと同様以上と認められる防火措置を講じた場合

エ 雨水等により機能に障害を生じるおそれのない場所とすること。ただし、有効な防水措置を講じた構造とした場合はこの限りでない。

オ 関係者以外の者が、みだりに操作することができない場所とすること。ただし、いたずら防止等の措置を講じた場合はこの限りでない。

カ 車両等の接触により損傷するおそれのない場所又は柵等の防護措置を講じた場所とすること。

### (3) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲

非常電源回路の保護を要する範囲は、当該消防用設備等の設置されている建築物等に引き込む第1支持点又は保安上の責任分界点（電力会社との責任を分岐する境界点）以後の部分とする。なお、電力会社の開閉器及び変圧器等が敷地内に設置してある場合は、開閉器及び変圧器等の二次側が保安上の責任分界点となるか確認して範囲を決定すること。ただし、次に掲げるものには、この限りでない。

(ア) 耐火電線又はMIケーブル

(イ) 地中埋設配線（地中からの立ち上げ点以降を除く。）

(ウ) (2) ア(ウ) aからc及び(2) イ(イ) aからcに掲げる場所に設置するもの。ただし、「二種配電盤等」とあるのは「耐火鋼板等で作られた箱に収納する積算電力計及び電流制限器」と読み替えること。

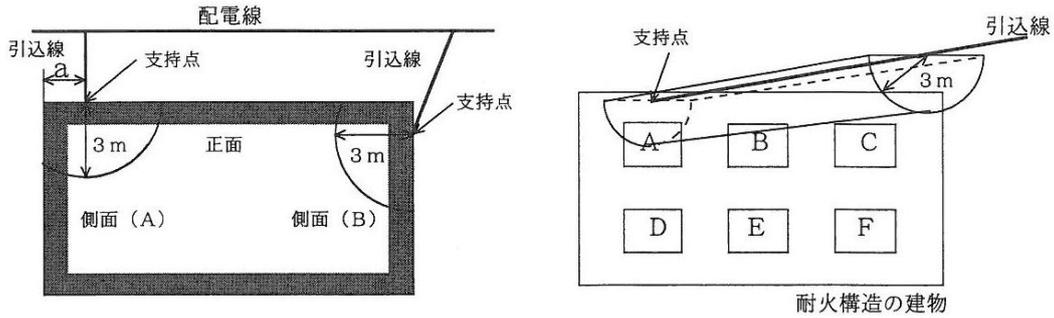
(エ) その他(ア)から(ウ)までに定めるものと同様以上の性能を有すると認められる場所又は配線機器等及び配線

(オ) 高圧受電設備

イ 引込線及びその支持点の保護

非常電源専用受電設備に係る引込線及びその支持点は、火災による影響を受けるおそれの少ない位置（外壁等が不燃材料で造られ、又は覆われ、かつ、引込線支持点から3m以内の距離の下部に開口部を有しない場所等をいう。）又は有効な防護措置（以下「外壁規制」という。）をすること。ただし、引込線に耐火電線又はMIケーブルを用いた場合は、この限りでない。（第22-3図b参照）

第 22-3 図 b 下部 3m 以内の外壁規制の例



- (注 1) 正面で引き込む場合、支持点と建物側面までの距離  $a$  が 0.9m 未満となる場合にあっては側面 (a) にも下部 3m 以内の外壁規制をすること。  
 (注 2) 側面 (b) で引き込む場合、原則として正面にも下部 3m 以内の外壁規制をすること。  
 (注 3) A : 常時閉鎖式の防火戸、B~F 普通

(4) 保有距離

非常電源専用受電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第 22-1 表に定める数値以上の空間を確保すること。

第 22-1 表

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操作面	点検面	換気面	その他の面	相対する面				発電設備又は蓄電池設備	
						操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル以外のもの
キュービクル式のもの			0.2	0						0	1.0
キュービクル式以外のもの	閉鎖型のもの	1.0	0.6	0.6	0.2	1.2	1.0	0.2	0.2	1.0	—
	オープン式のもの		0.8							3.0	—
一種配電盤等			0.6 ※	—	—	—	—	—	—	—	—
二種配電盤等				—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外の配電盤等				—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) ※ : 点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。  
 備考 : 欄中—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(5) 非常電源専用受電設備の結線方法

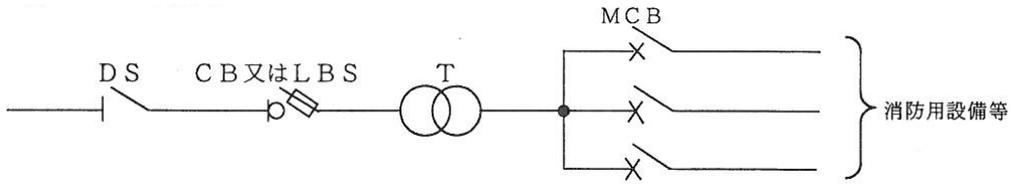
ア 高圧で受電する場合

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、高圧受電設備の結線方法は、保護協調（各遮断器等の遮断動作特性において段階時限による順位選択遮断をいう。以下同じ。）を確認の上、過電流遮断器等を、次の第 22-4 図の例により設けること。ただし、第 22-4 図の例に掲げるものと同様以上と認められる性能を有する場合にあっては、この限りでない。また、認定キュービクルにあっては、これに適合するものとして取り扱うこと。

(ア) 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

- a 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がない場合）は、第 22-4 図 a によること。

第 22-4 図 a



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

(注 1) 配線用遮断器 (MCB) は、受電用遮断器 (CB 又は LBS) より先に遮断する性能のものを設けると。

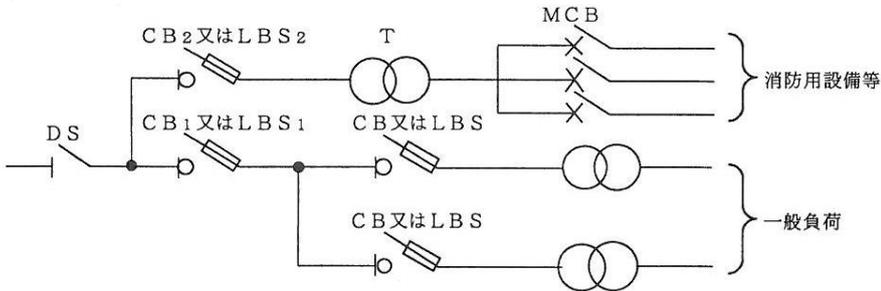
(注 2) 配線用遮断器 (MCB) の定格電流は、次によること。

① 配線用遮断器が 1 台の場合、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

② 配線用遮断器が複数の場合、一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

b 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がある場合）は、第 22-4 図 b によること。

第 22-4 図 b



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

(注 1) 消防用設備等の受電用遮断器 (CB2 又は LBS2) を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器 B1 又は LBS1) と同等以上の遮断容量を有すること。

(注 2) 配線用遮断器 (MCB) は、受電用遮断器 (CB2 又は LBS2) より先に遮断する性能のものを設けること。

(注 3) 配線用遮断器 (MCB) の定格電流は、次によること。

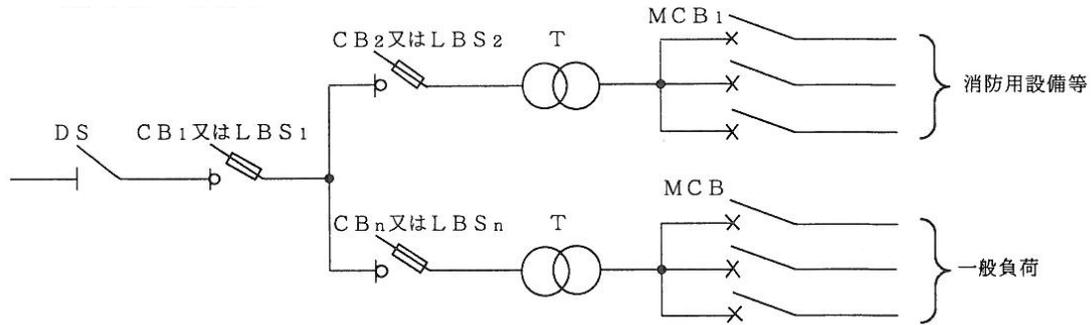
① 配線用遮断器が 1 台の場合、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

② 配線用遮断器が複数の場合、一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

(イ) 非常電源専用の変圧器を設ける場合

非常電源専用の変圧器（以下「専用変圧器」という。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第 22-4 図 c によること。

第 22-4 図 c



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器 (CBn 又は LBS2) を設けること。

(注 2) 配線用遮断器 (MCB1) は、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) 及び専用変圧器の一次側に設ける遮断器 (CB2 又は LBS2) より先に遮断する性能のものを設けること。

(注 3) 専用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器 (MCB1) の定格電流は、次によること。

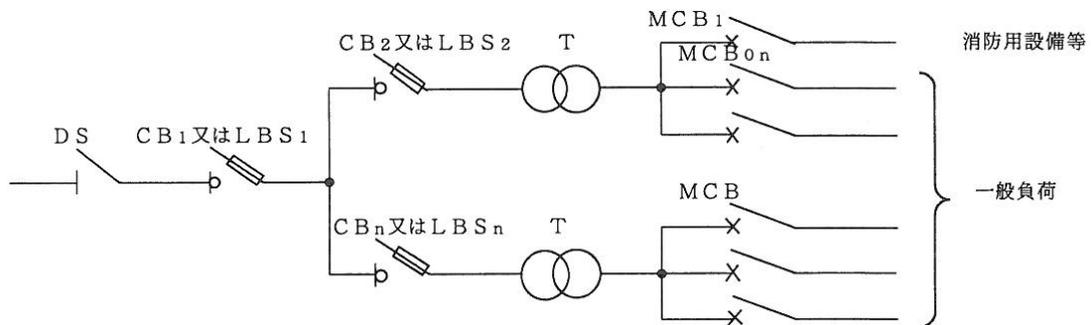
①配線用遮断器が 1 台の場合、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

②配線用遮断器が複数の場合、一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とする  
とともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。

(ウ) 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

a 一般負荷と共用する変圧器 (以下「共用変圧器」という。) を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第 22-4 図 d によること。

第 22-4 図 d



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する性能の遮断器 (CBn 又は LBSn) を設けること。

(注 2) 共用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器 (MCB1 及び MCB0n) は、次の全てに適合すること。

①一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。

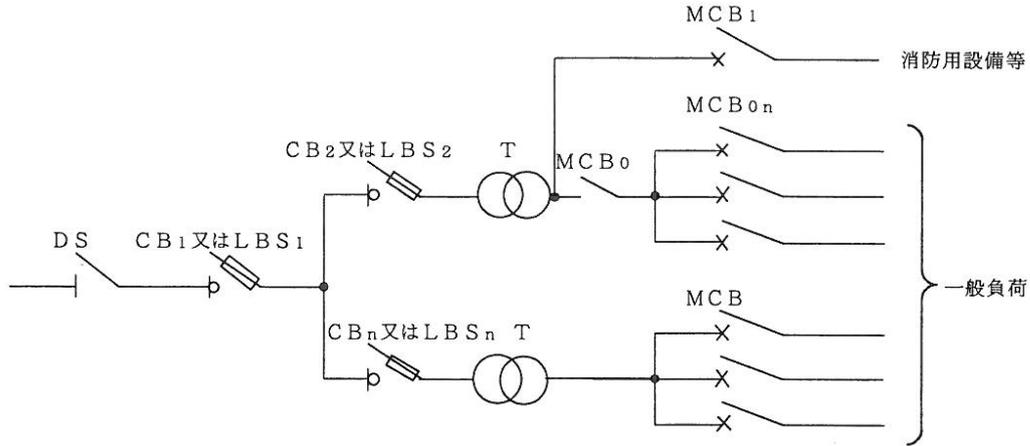
②配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の 2.14 倍以下とすること。

③配線用遮断器は、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) 及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器 (CB2 又は LBS2) より先に遮断する性能を有すること。

④配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。

b 共用変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合は、第 22-4 図 e によること。

第 22-4 図 e



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

(注 1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器 (CBn 又は LBSn) を設けること。

(注 2) 専用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器 (MCB1 及び MCB0n) は、次の全てに適合すること。

- ①一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。
- ②配線用遮断器は、受電用遮断器 (CB1 又は LBS1) 及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器 (CB2 又は LBS2) をより先に遮断する性能を有すること。
- ③配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。

(注 3) 共用変圧器の二次側に設ける一般負荷の主配線用遮断器 (MCB0) は、次の全てに適合すること。

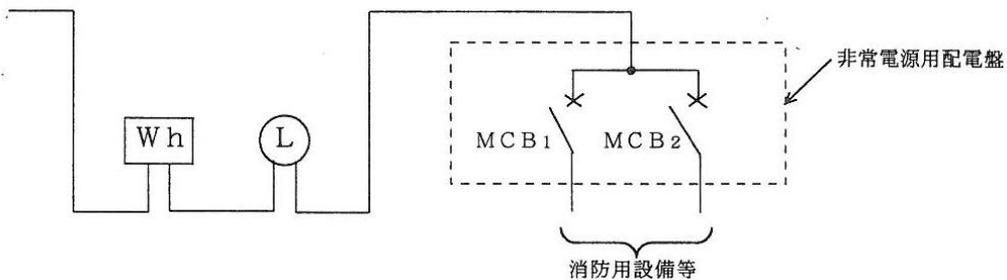
- ①定格電流は、変圧器二次側定格電流の 1.5 倍以下とすること。
- ②消防用設備等の配線用遮断器 (MCB1) との定格電流の合計は 2.14 倍以下とすること。

イ 低圧で受電する場合

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の第 22-5 図の例に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合にあっては、この限りでない。

(ア) 非常電源専用で受電する場合は、第 22-5 図 a によること。

第 22-5 図 a



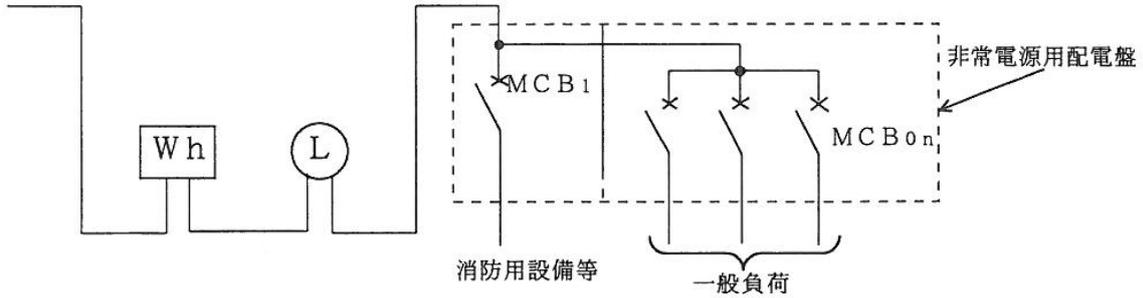
凡例 Wh：積算電力量計 L：電流制限器 MCB：開閉器凡例

(注 1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は (3) に定める非常電源回路の保護を行う。

(注 2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器 (MCB1 及び MCB2) の定格電流の合計以上とすること。

(イ) 一般負荷と共用で受電する場合は、第 22-5 図 b、c 及び d によること。

第 22-5 図 b

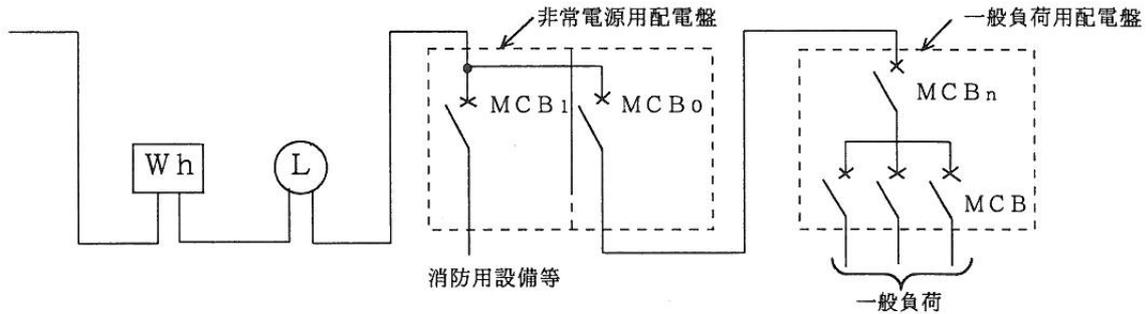


凡例 Wh：積算電力量計 L：電流制限器 MCB：開閉器凡例

(注 1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は (3) に定める非常電源回路の保護を行う。

(注 2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器 (MCB1 及び MCB0n) の定格電流の合計以上とすること。

第 22-5 図 c



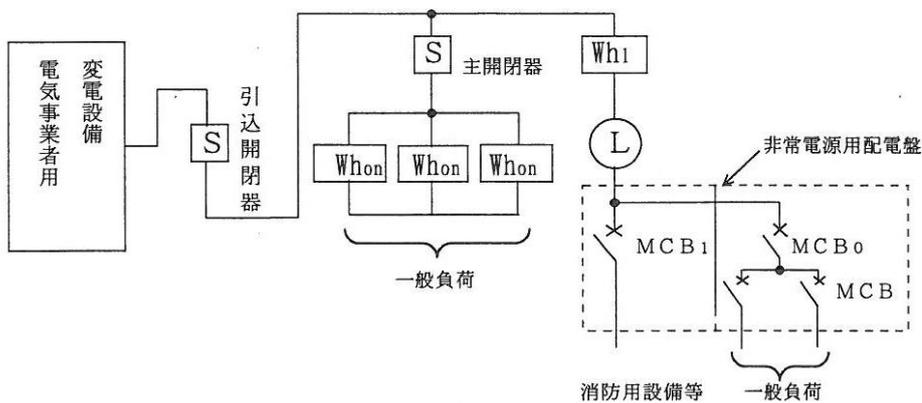
凡例 Wh：積算電力量計 L：電流制限器 MCB：開閉器凡例

(注 1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は (3) に定める非常電源回路の保護を行う。

(注 2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器 (MCB1 及び MCB0) の定格電流の合計以上とすること。

(注 3) 配線用遮断器 (MCB0) の定格電流は、一般負荷用配電盤の配線用遮断器 (MCBn) の定格電流以上とすること。

第 22-5 図 d



凡例 Wh：積算電力量計 L：電流制限器 MCB：開閉器凡例

(注 1) 積算電力量計 (Wh1)、電流制限器、引込開閉器、主開閉器及び配線は (3) に定める非常電源回路の保護を行うこと。

(注 2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器 (MCB1 及び MCB0) の定格電流の合計以上とすること。

ウ 非常電源用以外の発電設備を接続する場合

非常電源用以外の発電設備を接続する場合は、発電設備を含む一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の第 22-6 図の例により設けること。ただし、第 22-6 図の例に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合にあっては、この限りでない。

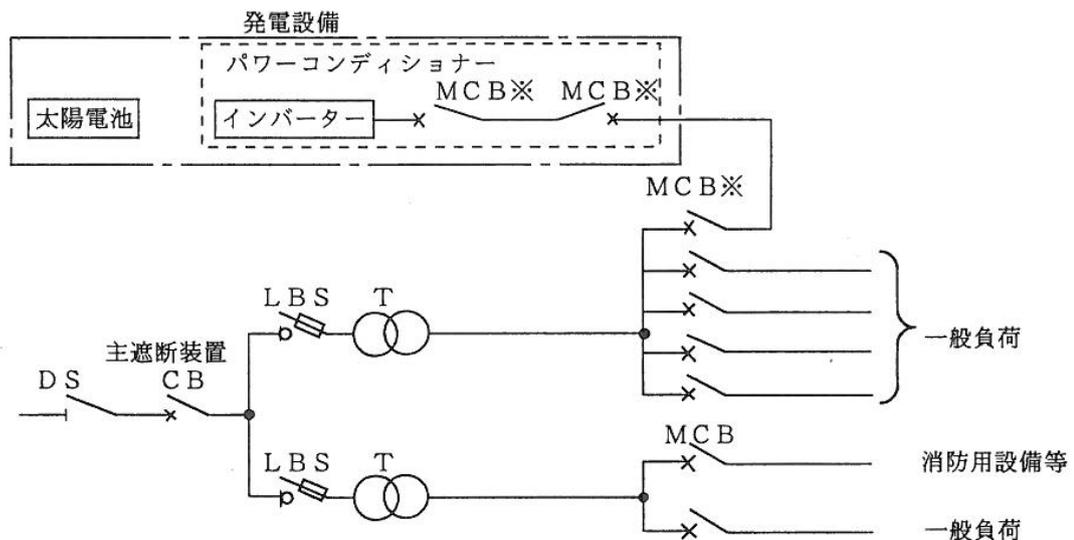
(ア) 常用発電設備を設ける場合

太陽電池発電設備、風力発電設備又はコジェネレーション用発電設備等を非常電源専用受電設備と接続する場合は、次によること。

a 高压又は特別高压で受電する場合

- (a) 解列箇所（遮断装置や遮断器を用いて発電機を商用電力系統から切り離すことができる箇所。以下同じ。）は、主遮断装置以外の箇所とすること。
- (b) 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 解列用遮断器は、十分な遮断性能を有するとともに、非常電源専用受電設備の保護措置と保護協調を図ること。
- (d) 高压受電設備の保護装置は、発電設備の設置に伴う遮断容量の増加に対応したものであること。
- (e) 結線方法は第 22-6 図 a によること。

第 22-6 図 a



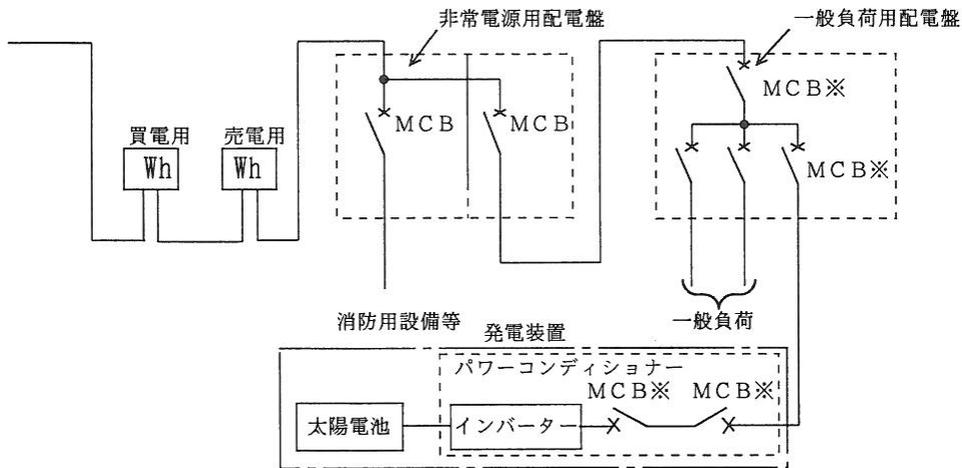
凡例 DS：遮断器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

※ 解列用遮断器が設置可能な場所

b 低圧で受電する場合

- (a) 非常電源回路の一次側には、主幹開閉器を設けないこと。
- (b) 非常電源回路には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 結線方法は第 22-6 図 b によること。

第 22-6 図 b



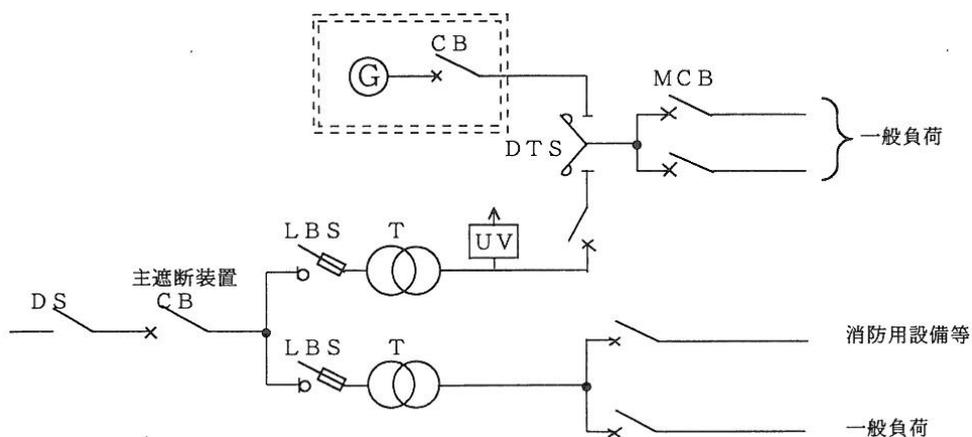
凡例 Wh：積算電力量計 MCB：開閉器凡例

(注) 積算電力量計（買電用及び売電用）及び配線は 2（3）に定める非常電源回路の保護を行うこと。

(イ) 商用電源停止時に起動する予備発電設備を設ける場合は、次によること。

- a 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には切り替え装置を設置しないこと。
- b 切替装置は十分な開閉能力を有すること。
- c 商用電源停止時に適切な切替えができること。
- d 結線方法は第 22-6 図 c 又は d によること。

第 22-6 図 c（高圧又は特別高圧で受電する場合）

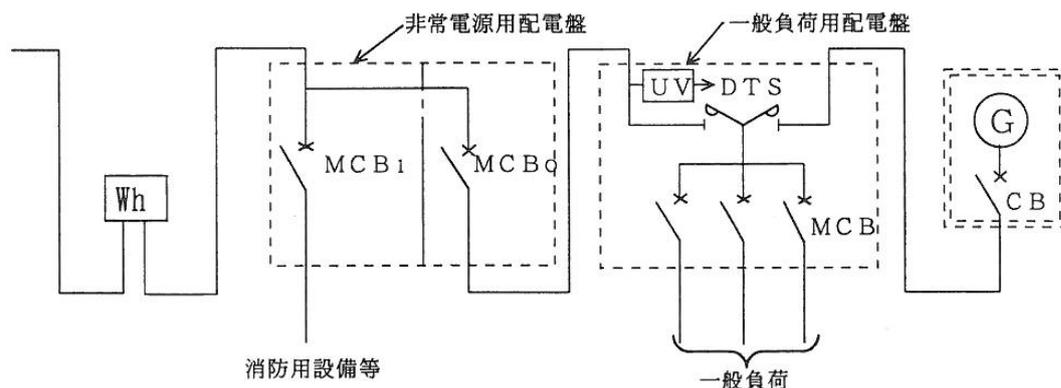


凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

UV：不足電圧継電器 DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は双投式接触器の一次側より変圧器の二次側までの間に設けること。

第 22-6 図 d (低圧で受電する場合)



凡例 Wh: 積算電力量計 MCB: 開閉器凡例 UV: 不足電圧継電器 DTS: 双投式電磁接触器  
G: 交流発電機 CB: 遮断器

(注) 不足電圧継電器は双投式接触器の一次側より MCB までの間に設けること。

## 2 自家発電設備

### (1) 設置場所

自家発電設備の設置場所及び構造は、1 (2) の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備及び高圧受電設備」とあるのは「自家発電設備」、「告示 7 号」とあるのは「告示 1 号」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定自家発電設備等」と読み替えること。

### (2) 非常電源回路の保護

耐火保護を要する範囲は、自家発電設備の接続端子以後の部分とすること。ただし、1 (3) ア (ア) から (オ) に掲げるものにあつては、この限りでない。

### (3) 保有距離

自家発電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第 22-2 表に定める数値以上を確保すること。ただし、冷却装置にラジエターを使用する内燃機関にあつては、当該ラジエターの吹き出し面 (ラジエターに屋外に通じる誘導ダクト等を設けた場合には、当該ダクトの吹き出し面をいう。) から 1m 以上の空間を確保すること。

第 22-2 表

保有距離を確保しなければならない部分 機器名		線 作 面 (前 面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	相 互 間	相 対 する 面				変 電 設 備 又 は 蓄 電 池 設 備	
								線 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュー ビクル 式のもの	キュー ビクル 式以外の もの
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/					0	1.0
キ式 ユ以 外 の クも ルの	自家発電装置 ※1	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/
	制 御 装 置	1.0	0.6	0.2	0	/	/						
	燃料・タンク 原動機	/	/	/	/	/	0.6 ※2						

(単位：m)

※1：自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）には、エンクロージャー式（キュービクル式以外で、騒音防止・防塵等の目的のために覆いをかけたもの）のものも含む。

※2：予熱する方式の原動機にあっては、2.0m とすること。（ただし、燃料タンクと原動機の間には不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合を除く。）

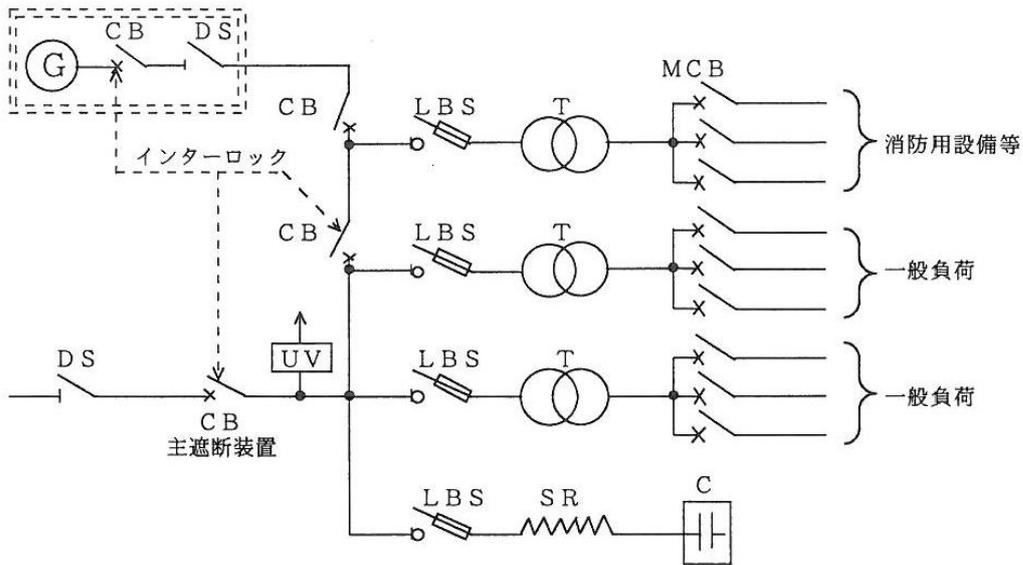
備考：欄中の/は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

#### (4) 自家発電設備の接続方法

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、自家発電設備と負荷の結線方法は、保護協調を確認（各遮断器の特性は1（5）に掲げる非常電源専用受電設備の結線方法の例によること。）の上、過電流遮断器等を、次の第 22-7 図の例によること。ただし、第 22-7 図に掲げるものと同様以上と認められる性能を有する場合には、この限りでない。

第 22-7 図 a

高圧自家発電設備の例（自動遮断器等でインターロックして設けた例）



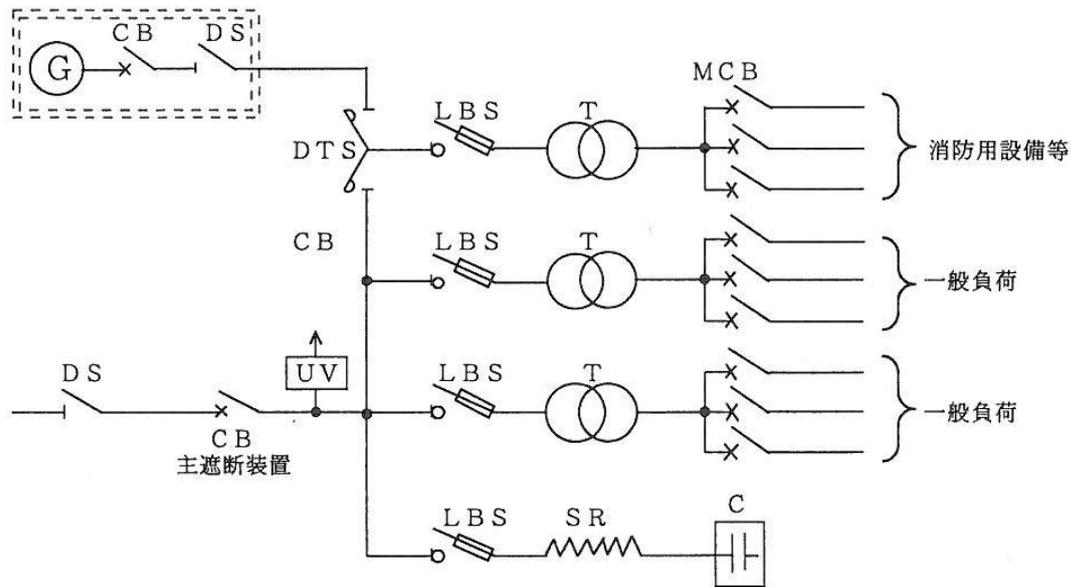
凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

C：進相コンデンサー SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器

(注) 不足電圧継電器は主遮断装置の二次側に設け、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第 22-7 図 b

高圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

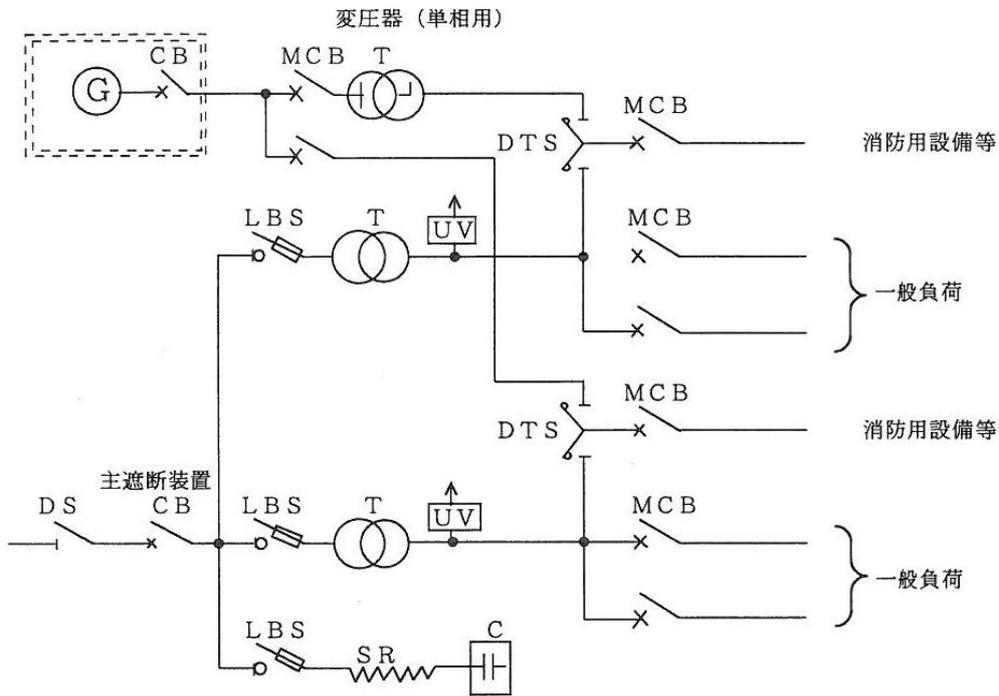
C：進相コンデンサー SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器

DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第 22-7 図 c

低圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）

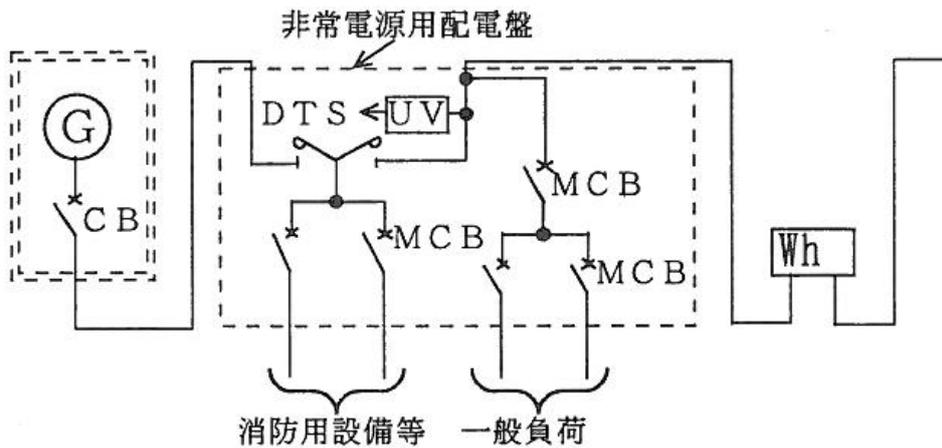


凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器  
C：進相コンデンサー SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器  
DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第 22-7 図 d

低圧自家発電設備の例（配電盤に自動切替装置を設けた場合）



凡例 Wh：積算電力量計 MCB：開閉用凡例 UV：不足電圧継電器 DTS：双投式電磁接触器  
G：交流発電機 CB：遮断器

(注) 不足電圧継電器は双投式電磁接触器の一次側より積算電力量計までの間に設けること。



第 22-3 表

(単位：m)

保有距離を確保しなければなら ない部分  機器名	線 (前 作 面) 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	列 の 相 互 間	相対する面				変電設備又は 変電設備	
							線 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュー ビクル 式のも の	キュー ビクル 式以外 のもの
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0
キュー ビクル 式以外 のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	☆ 0.6	/	/	/	/	/
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/

備考：欄中☆印は、架台等を設けることによりそれらの高さが 1.6m を超える場合にあっては、1.0m 以上離れていること。また、欄中の/は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(4) 警報装置

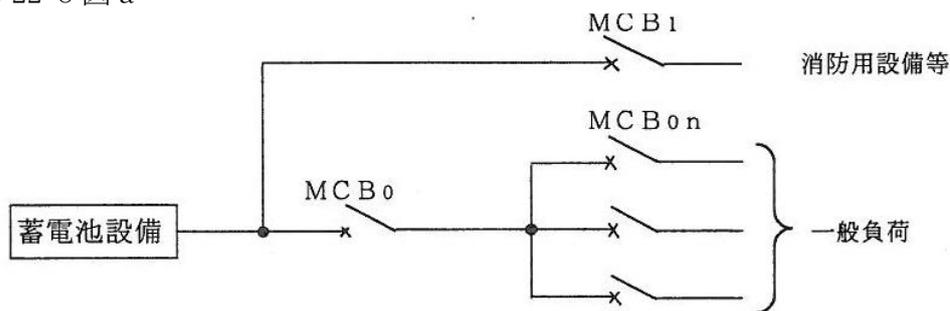
蓄電池設備に減液警報装置が設けられているものは、容易に人が確認することができるものを除き、防災センター等へ警報を発すること。

(5) 蓄電池設備の接続方法

ア 一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、蓄電池設備と負荷の結線方法は、過電流遮断器等を、次の第 22-8 図の例により設けること。ただし、第 22-8 図に掲げるものと同程度以上と認められる性能を有する場合にあっては、この限りでない。

(ア) 主遮断器の一次側より分岐するものは、第 22-8 図 a によること。

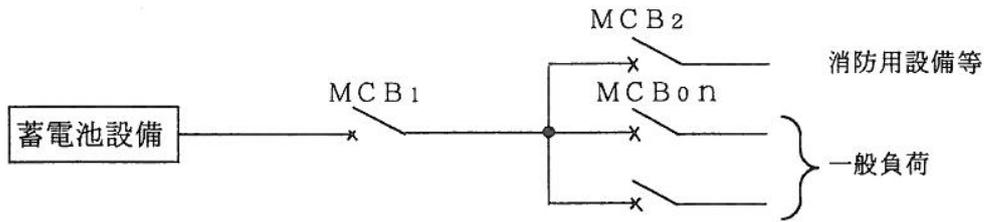
第 22-8 図 a



(注) 一般負荷の主遮断器 (MCB0) の定格電は、一般負荷の配線用遮断器 (MCB0n) の定格電流の合計以上とすること。

(イ) 主遮断器の二次側より分岐するものは、第 22-8 図 b

第 22-8 図 b



(注) 主遮断器 (MCB1) の定格電流は、配線用遮断器 (MCB2 及び MCB0n) の定格電流の合計以上とすること。

イ 蓄電池設備の充電装置への配線は、配電盤から専用の回路とすること。